

一般社団法人ワークネット北九州 一般事業主行動計画

当社は、社員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるように、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましたので、開示いたします。

1. 計画期間 令和7年 1月 28日～ 令和8年12月28日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に就業規則、就業義務免除規程、育児・介護に関する規則を見し、妊娠中の職員・子育て中の職員が無理なく働ける環境を整える。

<対策>

● 令和7年 1月～

- ・もともとある就業義務免除規定・育児・介護に関する規則について、再度周知をはかる。

- 小学校6年生までの病児保育、通院に要する時間の就業義務免除
- 小学校の学級・学年閉鎖時の就業義務免除
- 小学校6年生までの看護休暇の取得が可能
- 小学校6年生までの短時間勤務が可能

- ・社員のニーズの把握、検討開始

● 令和7年 2月～ 実際に育休を取得する社員からのニーズの把握

● 令和7年 3月～

- ・社労士に就業規則・育児介護に関する規則の改正を依頼
- ・社員総会にて承認をもとめる
- ・社員に改正内容を周知

● 令和7年 4月～

- ・新しい規則の施行開始

目標2：要介護状態の家族を持つ職員が、無理なく働ける環境を整える。

<対策>

● 令和7年 1月～ 社員のニーズの把握、検討開始

● 令和7年 4月～ 介護休暇に関する情報の周知

目標 3：働き方の見直しを図る

<対策>

- 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入